

琴平町立小学校の適正規模・適正配置について

(答 申)

平成28年3月2日

琴平町立小学校適正規模・適正配置等検討委員会

平成28年 3月 2日

琴平町長 小野正人様

琴平町立小学校適正規模・適正配置等検討委員会
会長 山神眞一

琴平町立小学校の適正規模・適正配置について（答申）

『平成27年6月25日付け、27琴総発第108号』をもって諮問がありました「1. 町立小学校の適正規模に関すること」、「2. 町立小学校の適正配置に関すること」、「3. 前項に掲げるもののほか、町立小学校の教育環境・施設に関すること」について、本検討委員会は、9回の審議・検討を重ねてきました。

その結果、別添のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

今後は、本答申を参考にされ、将来にわたって子どもたちが「生きる力」を培うことができるより良い教育環境を提供するための諸施策に取り組まれることを要望いたします。また、今回の教育環境の新たなる整備・充実が将来の魅力ある新しいまちづくりに寄与するものであることを期待いたします。

はじめに

全国的に少子高齢化が進む中、琴平町においても乳幼児、園児、児童、生徒数の減少に伴い小・中学校の小規模化が進んできており、今後は加速度的に進行していくものと予想されます。

学校の小規模化は、教育効果や学校の活力を維持していくために様々な課題を生じさせています。このため、多くの自治体においても学校教育の充実を目指した学校規模の適正化や配置への取り組みが行われてきています。

このような中、琴平町においても、琴平町立小学校の適正規模・適正配置等検討委員会を平成27年6月25日に設置し、琴平町長から、17名の委員と9名の特別委員が委嘱され、次の事項について諮問を受けることとなりました。

- 1 町立小学校の適正規模に関すること
- 2 町立小学校の適正配置に関すること
- 3 前項に掲げるもののほか、町立小学校の教育環境・施設に関すること

本来、学校では知・徳・体の基礎・基本の徹底によるバランスのとれた教育を行うことにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、集団の中で多様な考え方や個性をもつ児童・生徒が互いに学び合い、認め合い、協力し合い、時には競い合い、社会性や協調性を培うことにより、社会の変化にしなやかに対応できる「生きる力」を身につけることが求められています。

本検討委員会では、学校の持つ役割を最大限に発揮できるよう、子どもたちが将来にわたって「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、小学校の適正規模及び適正配置の在り方を最優先の課題と捉えました。さらに、小・中の連携を図り、連続して行われる義務教育の充実とともに子どもたちが通いたいと思える学校環境を築いていくためには、老朽化が進む中学校校舎の建て替えについても喫緊の重要課題と位置づけて、併せて検討することとしました。このように小学校と中学校の教育環境・施設の課題解決に向けて、本検討委員会は、琴平町立学校の現状、今後の児童・生徒数の予測、琴平町の地理的条件、通学距離、学校と地域の関係や国が示す適正規模の基準や町財政など様々な側面から総合的に審議を行ってまいりました。そして、先進地の学校を視察し、琴平町立小・中学校の望ましい在り方について提言として取りまとめるとともに、具体的な方向性等を示したものを作成して「琴平町立小学校の適正規模・適正配置について」(答申)としてまとめましたので、ここに提出させて頂きます。

平成28年 3月 2日

琴平町立小学校適正規模・適正配置等検討委員会
会長 山神眞一

提　　言

『平成27年6月25日付け、27琴総発第108号』により、琴平町長から諮問されました「1町立小学校の適正規模に関すること」、「2 町立小学校の適正配置に関すること」、「3 前項に掲げるもののほか、町立小学校の教育環境・施設に関すること」について、町立中学校を含めた総合的な教育環境整備の観点から以下のとおり提言する。

1. 町立小学校の適正規模に関するについては、琴平町立学校は、1小学校1中学校とすることが望ましいと考える。

琴平町の子どもたちの数は、中学2年生の91名が一番多く、平成26年度中に生まれた子どもは52名と42%の減少となっている。特に、榎井小学校区では、男9名・女1名と男女差に極端な偏りが見られ、小学生になった時の的確な教育環境を築くことができにくくなるものと思われる。また、各小学校区とも、クラス替えができない1学級であり、良い意味での競争や切磋琢磨する機会が少ないので、児童生徒をたくましく育てることが難しいと思われるので、早期の対応を考えていく必要がある。また、中学校校舎の老朽化が進んでおり、校舎の建替えも併せて考えていく必要がある。

2. 町立小学校の適正配置に関するについては、新たな土地を確保し、新たな統合小学校を建設することが望ましいと考える。 但し、財政状況や用地取得の交渉期間等を的確に推計した上で、状況によっては、既存の学校用地（中学校）を利用することも考慮していく必要があると考える。

『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号』において、適正な配置の条件は、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること」と規定されている。しかし、現在ある琴平町立の各小学校の通学距離はおおむね2km以内となっている。小学校が統合された場合には、遠距離通学となる児童が出てくるので、一定距離を超える児童については、スクールバス等の通学支援が必要であると考える。

また、将来にわたって琴平町立学校で学ぶ子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境を提供で

きることを基本に検討を重ねた結果、新たな土地を確保し、新たな統合小学校を建設していくことが望ましいものと考える。但し、新たな学校用地を確保するための交渉が難しく長期間に及ぶ場合や琴平町の財政状況の推移等を的確に把握し、中長期的な財政運営に支障をきたす恐れがある場合は、既存の学校用地（中学校用地）を活用した統合の新設校を建設していくことも考えていく必要がある。

なお、施設整備については、多額の経費が必要となってくると思われるので、国の負担金や補助金を有効に活用できるよう適切な事務処理に取り組んでもらいたい。

3. 小学校は、子どもたちの学びの場だけではなく地域住民にとって、子どもたちとの交流の場であり活動の場となっている。統合後の各小学校の既存の校舎等は、子どもたちとのふれあい・交流の場、就学前教育の拠点や地域コミュニティの核・行政サービス提供の拠点等として活用するなど、子どもたちを含めた地域住民の活動に即した有効的な活用ができるよう、計画的な施設整備に努めていく必要がある。

本検討委員会は、子どもたちの教育環境整備を最優先に検討することとしているが、子どもたちを健全に育成していく基盤は、学校だけでなく、家庭や地域も重要な役割を果たしている。そのために、統合後の各小学校校舎等を地域住民が有効的に活用できるよう考えていく必要がある。

具体的には、地域住民が気軽に利用できる地域コミュニティの核とすることや行政サービス提供の場や地震等の緊急時に対策本部が設置できる場など、地域住民の活動に即した利用を考えていく必要がある。

また、就学前教育や保育を一体として捉え、就学前の子どもたちに幼児教育・保育を提供する機能を持った場としての活用も併せて検討を行う必要があると考える。統合後の各小学校の校舎等の活用については、今後の地域の活性化・発展のため、有効な活用を町全体で総合的に検討する必要がある。

1 琴平町の幼児・園児・児童・生徒数の現状

琴平町の子どもたちの数は、中学2年生の91名が一番多く、平成26年度中に生まれた子どもは52名と42%の減少となっている。特に、榎井小学校区では、男9名・女1名と男女差に極端な偏りが見られ、小学生になった時の的確な教育環境を築くことができにくくなるものと思われる。また、各小学校区とも、クラス替えができない1学級であり、良い意味での競争や切磋琢磨する機会が少ないため、児童生徒をたくましく育てることが難しいと言える。

住民基本台帳の学校区別人口（平成27年4月1日現在）

年齢	琴平小学校区			榎井小学校区			象郷小学校区			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0歳	12	9	21	9	1	10	15	6	21	36	16	52
1歳	7	10	17	6	11	17	16	14	30	29	35	64
2歳	10	10	20	10	8	18	9	11	20	29	29	58
3歳	14	3	17	8	4	12	16	8	24	38	15	53
4歳	12	9	21	16	6	22	14	11	25	42	26	68
5歳	15	9	24	6	9	15	14	13	27	35	31	66
6歳	13	8	21	7	11	18	11	11	22	31	30	61
7歳	8	8	16	8	14	22	12	17	29	28	39	67
8歳	12	9	21	8	12	20	10	13	23	30	34	64
9歳	5	10	15	12	6	18	11	16	27	28	32	60
10歳	4	7	11	16	8	24	14	16	30	34	31	65
11歳	8	8	16	15	13	28	14	15	29	37	36	73
12歳	6	13	19	11	13	24	12	12	24	29	38	67
13歳	13	11	24	14	17	31	24	12	36	51	40	91
14歳	13	12	25	15	9	24	12	18	30	40	39	79

2 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

学校の適正規模・適正配置を検討するにあたっては、学校は子どもたちの学習の場であるという教育的観点を第一に考えていかなければならない。しかし、学校は地域の文化や活動の拠点となる施設であり、精神的支柱という側面も持っている。そのため、地域を無視して考えることはできない。なお、学校運営経費の多くは公金から賄われており、学校運営の効率化や町の財政状況という観点も忘れてはならない。

そこで、本委員会は次のとおりの基本的な考え方を決め、五つの観点から検討を行った。

観点	考え方
基本	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の小規模化が進む中、<u>将来にわたって子どもが「生きる力」を培うことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方を検討する。</u> ○学校の統合は、子どもの教育条件をより良いものとすることを前提に行い、統合後の学校における教育環境の整備が十分に図られることが重要である。
適正規模	<p>国・県の基準</p> <p>小学校は、クラス替えが可能な1学年2学級以上、6学年12学級以上とする。</p> <p>中学校は、クラス替えが可能な1学年2学級以上、かつ、主要5教科で複数の教員を配置しやすい3学年9学級とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○琴平町の今後の児童数等（出生者数等）を推測するとともに、国・県の基準を参考に、<u>望ましい規模と思われる1小学校、1中学校を基本とする。</u>
適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校の通学距離は概ね4km以内が望ましい（国の基準）が、<u>統合により通学距離が2km以上になる児童については、スクールバス等の通学支援策を講じる。</u> ○中学校の通学距離は概ね6km以内が望ましい（国の基準）が、通学距離が2km以上になる生徒については、必要に応じて自転車通学等を許可する。 ○小学校と中学校の併設等、新たな魅力ある教育環境についても検討する。
地域社会	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの教育環境整備を最優先に検討するが、学校は地域のよりどころであるので、<u>統合後の地域住民と学校のつながりをどう維持していくかも検討する。</u> ○地域住民の活動の場や地域の活性化・発展のために跡地・施設の有効な活用方法を町全体で<u>総合的に検討する。</u> ○学校施設内に地域の方々と交流できる場や放課後・長期休業日等に、児童が安心して活動ができる場を設け、地域と連携が取れるよう検討する。 ○幼稚園や保育所については、就学前教育の場としての位置付け、跡地利用としての施設の改善及び安全で安心して活動ができるよう地域と交わされる環境と施設整備についても考える。
財政	<ul style="list-style-type: none"> ○集約等により財政の効率化を図るとともに、財源は子どもたちの教育に還元できるような仕組みを検討する。 ○既存施設の利用と新設校の設置に関する経費についても的確に推計する。 ○国の負担金や補助金が有効的に活用できるよう<u>概ね5ヵ年の施設整備計画を策定するとともに、既存施設の活用計画を的確に検証し国へ目的外使用等の申請を行い、許可を受ける。</u> ○有効な起債（過疎債）を検討する。